



2020年12月24日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
(コード番号：9308 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
問合せ先 コーポレートマネジメント部長
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

「独立役員届出書」及び「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の 訂正等に関するお知らせ

2020年10月26日付「アルファレオホールディングス合同会社との対話に関するお知らせ」(以下「2020年10月26日付プレスリリース」といいます。)において公表致しましたとおり、当社は、当社株主様から、当社と当社の独立社外取締役である川崎清隆取締役(以下「川崎取締役」といいます。)が所属する弁護士法人御堂筋法律事務所(以下「本弁護士法人」といいます。)との間の取引関係(以下「本取引関係」といいます。)に関する当社の開示内容の適否についてのご指摘を受け、当社が既に実施した開示・届出等について訂正・修正等を行うか否かにつき検討を進めておりました。

その結果、下記1のとおり、当社の「独立役員届出書」及び「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」について、本弁護士法人との取引関係の有無について、業務の内容及び報酬の金額に照らし、川崎取締役の独立性に影響を及ぼすような取引関係ではないと判断し、不開示としていた内容を追記・拡充する訂正を行うとともに、下記2のとおり、本取引関係の詳細を開示することと致しましたので、お知らせ致します。

なお、当社と致しましては、2020年10月26日付プレスリリース及び2020年10月8日付「当社臨時株主総会の開催日時及び場所、付議議案並びに株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」において公表致しましたとおり、川崎取締役の独立性及び適格性について問題はないものと考えております。

記

1. 各書面の開示対応

①独立役員届出書

- ・過年度分(2015年6月4日付提出分から2019年6月5日付提出分まで)：
 - 「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」及び「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」の「該当状況についての説明」及び「選任の理由」について一部訂正(別紙1(1))
- ・当年度分(2020年6月4日付提出分)：
 - 「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」の「該当状況についての説明」及び「選任の理由」について一部訂正(別紙1(2))

※川崎取締役を独立役員として届け出た以降の独立役員届出書につきまして、本書面をも

って訂正させていただきます。なお、最新の独立役員届出書につきましては、訂正後の内容のものを、本日付で再提出致します。

②コーポレート・ガバナンスに関する報告書

- ・過年度分（2015年度提出分から2019年度提出分まで）：

「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「【取締役関係】」の「会社との関係(1)」の「会社との関係」並びに「会社との関係(2)」の「適合項目に関する補足説明」及び「選任の理由」について一部訂正（別紙2（1））

- ・当年度分（2020年度提出分）：

「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「【取締役関係】」の「会社との関係(2)」の「適合項目に関する補足説明」及び「選任の理由」並びに「【監査役関係】」の「会社との関係(2)」の「適合項目に関する補足説明」及び「選任の理由」について一部訂正（別紙2（2））。

※東証上場会社情報サービスにおいて閲覧可能なコーポレート・ガバナンスに関する報告書につきましては、本書面をもって訂正させていただきます。なお、最新のコーポレート・ガバナンスに関する報告書につきましては、訂正後の内容のものを、本日付で再提出致します。

③事業報告及び有価証券報告書

下記2記載の本取引関係のうち、川崎取締役が当社取締役に就任した後における取引関係は、当該取引の性質及び取引額に照らし、事業報告及び有価証券報告書における開示を要するものではないと判断致しましたので、これらの書面につき、訂正は行わないこととしております。

2. 本取引関係の詳細

(1) 現在の川崎取締役の取締役就任期間

2014年10月1日から現在に至るまで（なお、第95回定時株主総会（2015年6月19日開催）において取締役に選任されて以降は、継続して東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。）

(2) 当社の本弁護士法人に対する業務委託の内容及び支払額（金額はいずれも税別。以下同じ。）

①2009年4月～2014年9月（川崎取締役の取締役就任前）

- (i) 法律顧問契約（月額0.1百万円、2014年9月30日付解約）
- (ii) 個別の法律相談等（2009年度、2010年度及び2012年度を除く各事業年度につき6百万円未満、2009年度につき16百万円未満、2010年度につき15百万円未満、2012年度につき9百万円未満）

※上記(ii)では、当社が保有している2009年4月以降の会計帳簿に基づき、当社が本弁護士法人に依頼した法律相談等について、当社が本弁護士法人に対して支払った弁護士報酬・実費等の金額を記載しております。

②2014年10月～2015年6月（川崎取締役の取締役就任後、独立役員としての届出前）

当社から本弁護士法人に対する業務委託に係る取引関係はございません。

③2015年7月～現在（独立役員としての届出後）

- (i) 2016年2月 ハラスメントについての社内調査（0.3百万円）

(ii) 2016年3月 ハラスメントについての社内講演 (0.3百万円)

(iii) 2016年5月～現在

内部通報窓口業務に対する報酬 (各事業年度につき1百万円未満)

(iv) 2019年7月 ガバナンス体制に関する法律相談 (0.1百万円)

(3) 本弁護士法人の当社に対する業務委託の内容及び支払額

2010年1月～現在 倉庫取引に係る業務委託 (当社の倉庫業務における一般の取引条件に基づくもの。各事業年度につき0.5百万円未満)

※当社と致しましては、上記(2)及び(3)の取引関係を考慮しても、川崎取締役の独立性及び適格性について問題はないものと考えております。

3. 今後の開示方針

当社株主・投資家の皆様へより充実した情報を提供する観点から、適切で、より分かりやすい情報開示に取り組んで参ります。

以上

「独立役員届出書」及び「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の一部訂正内容
(訂正箇所には下線を付し、また、金額は税別表示をしております。)

1. 独立役員届出書

(1) 過年度分

ア 2015年6月4日提出分

【訂正前】

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
3	川崎清隆	社外取締役	○														指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明	選任の理由
3	<u>該当事由なし。</u>	<p>弁護士として豊富な経験と知識を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行できるもの判断しております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p><u>独立役員の属性として東京証券取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。</u></p>

【訂正後】

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
3	川崎清隆	社外取締役	○													○	指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明	選任の理由
3	<p><u>・川崎清隆氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所社員を務めております。</u></p> <p><u>・当社は、2014年4月1日以前から、同事務所との間で法律顧問契約を締結し、法律相談等を委託しておりましたが、直前事業年度における報酬総額は5百万円程度です。なお、同氏が当社の取締役に就任する前の同年9月30日をもって当該法律顧問契約を終了しております。</u></p> <p><u>・また、当社は、同事務所より、倉庫取引に係る業務を受託しておりますが、直前事業年度における委</u></p>	<p>弁護士として豊富な経験と知識を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p><u>東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、また、上記 j に該当しますが、左記の取引の内容及び取引金額がいずれも僅少かつ一般的な水準であることに照らして、独立性を十分に有していることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。</u></p>

	託料総額は0.3百万円未満です。	
--	------------------	--

イ 2016年6月分

【訂正前】

2016年6月当時、2016年6月22日開催の定時株主総会において独立役員及び社外役員の構成を変更することは予定しておらず、また、属性情報等の記載内容にも変更はないと認識しておりましたので、独立役員届出書の提出は行っておりません。

【訂正後】

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
3	川崎清隆	社外取締役	○											○			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明	選任の理由
3	<ul style="list-style-type: none"> 川崎清隆氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所社員を務めております。 当社は、同事務所との間で法律顧問契約を締結していたことがありますが、同氏が当社の取締役に就任する前の2014年9月30日をもって当該法律顧問契約を終了しております。 当社は、同事務所に対し、社内講演、社内調査及び内部通報窓口業務を委託しておりますが、直前事業年度における報酬総額は1百万円未満です。なお、いずれの業務も、同事務所の川崎清隆氏以外の弁護士が担当しております。 また、当社は、同事務所より、倉庫取引に係る業務を受託しておりますが、直前事業年度における委託料総額は0.4百万円未満です。 	<p>弁護士として豊富な経験と知識を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p>東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、また、上記jに該当しますが、左記の取引の内容及び取引金額がいずれも僅少かつ一般的な水準であることに照らして、独立性を十分に有していることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。</p>

ウ 2017年6月7日提出分

【訂正前】

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
2	川崎清隆	社外取締役	○											-			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明	選任の理由

2	<u>該当事由なし。</u>	<p>弁護士として豊富な経験と知識を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行できるもの判断しております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p><u>独立役員の属性として東京証券取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。</u></p>
---	----------------	--

【訂正後】

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
2	川崎清隆	社外取締役	○												○			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明	選任の理由
2	<p><u>・川崎清隆氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所社員を務めております。</u></p> <p><u>・当社は、同事務所との間で法律顧問契約を締結していたことがありますが、同氏が当社の取締役に就任する前の2014年9月30日をもって当該法律顧問契約を終了しております。</u></p> <p><u>・当社は、同事務所に対し、内部通報窓口業務を委託しておりますが、直前事業年度における報酬総額は1百万円未満です。なお、当該内部通報窓口業務は、同事務所の川崎清隆氏以外の弁護士が担当しております。</u></p> <p><u>・また、当社は、同事務所より、倉庫取引に係る業務を受託しておりますが、直前事業年度における委託料総額は0.4百万円未満です。</u></p>	<p>弁護士として豊富な経験と知識を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p><u>東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、また、上記 j に該当しますが、左記の取引の内容及び取引金額がいずれも僅少かつ一般的な水準であることに照らして、独立性を十分に有していることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。</u></p>

エ 2018年6月6日提出分

【訂正前】

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
2	川崎清隆	社外取締役	○												-			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明	選任の理由
	<u>該当事由なし。</u>	<p>弁護士として豊富な経験と知識を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断</p>

2		しております。 <独立役員指定理由> <u>独立役員の属性として東京証券取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。</u>
---	--	--

【訂正後】

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
2	川崎青隆	社外取締役	○												○				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明	選任の理由
2	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎青隆氏は、<u>弁護士法人御堂筋法律事務所社員を務めております。</u> ・当社は、<u>同事務所との間で法律顧問契約を締結していたことがあります</u>が、<u>同氏が当社の取締役に就任する前の2014年9月30日をもって当該法律顧問契約を終了しております。</u> ・当社は、<u>同事務所に対し、内部通報窓口業務を委託しております</u>が、<u>直前事業年度における報酬総額は1百万円未満です。</u>なお、<u>当該内部通報窓口業務は、同事務所の川崎青隆氏以外の弁護士が担当しております。</u> ・また、当社は、<u>同事務所より、倉庫取引に係る業務を受託しております</u>が、<u>直前事業年度における委託料総額は0.5百万円未満です。</u> 	<p>弁護士として豊富な経験と知識を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p><独立役員指定理由> <u>東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、また、上記 j に該当しますが、左記の取引の内容及び取引金額がいずれも僅少かつ一般的な水準であることに照らして、独立性を十分に有していることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。</u></p>

オ 2019年6月5日提出分

【訂正前】

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
2	川崎青隆	社外取締役	○												-				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明	選任の理由
	<u>該当事由なし。</u>	<p>弁護士として豊富な経験と知識を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>

2		<p><独立役員指定理由></p> <p><u>独立役員の属性として東京証券取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。</u></p>
---	--	--

【訂正後】

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
2	川崎清隆	社外取締役	○												○			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明	選任の理由
2	<p>・川崎清隆氏は、<u>弁護士法人御堂筋法律事務所社員を務めております。</u></p> <p>・<u>当社は、同事務所との間で法律顧問契約を締結していたことがあります、同氏が当社の取締役に就任する前の2014年9月30日をもって当該法律顧問契約を終了しております。</u></p> <p>・<u>当社は、同事務所に対し、内部通報窓口業務を委託しておりますが、直前事業年度における報酬総額は1百万円未満です。なお、当該内部通報窓口業務は、同事務所の川崎清隆氏以外の弁護士が担当しております。</u></p> <p>・<u>また、当社は、同事務所より、倉庫取引に係る業務を受託しておりますが、直前事業年度における委託料総額は0.5百万円未満です。</u></p>	<p>弁護士として豊富な経験と知識を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p><u>東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、また、上記 j に該当しますが、左記の取引の内容及び取引金額がいずれも僅少かつ一般的な水準であることに照らして、独立性を十分に有していることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。</u></p>

(2) 当年度分 (2020年6月4日提出分)

【訂正前】

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明	選任の理由
2	<p><u>川崎清隆氏は、当社の内部通報窓口の委託先である御堂筋法律事務所にてパートナー弁護士として所属しておりますが、直近1年間で当社より同事務所に支払った報酬額は当社の売上高の1%未満と僅少であり、かつ法律顧問契約は締結しておりません。</u></p>	<p>弁護士として豊富な経験と知識を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p><u>東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、また、上記 j に該当しますが、左記のとおり独立性を十分に有していることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。</u></p>

【訂正後】

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明	選任の理由
2	<p>・川崎清隆氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所社員を務めております。</p> <p>・当社は、同事務所との間で法律顧問契約を締結していたことがありますが、同氏が当社の取締役就任する前の2014年9月30日をもって当該法律顧問契約を終了しております。</p> <p>・当社は、同事務所に対し、法律相談及び内部通報窓口業務を委託しておりますが、直前事業年度における報酬総額は1百万円未満です。なお、いずれの業務も、同事務所の川崎清隆氏以外の弁護士が担当しております。</p> <p>・また、当社は、同事務所より、倉庫取引に係る業務を受託しておりますが、直前事業年度における委託料総額は0.5百万円未満です。</p>	<p>弁護士として豊富な経験と知識を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p>東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、また、上記 j に該当しますが、左記の取引の内容及び取引金額がいずれも僅少かつ一般的な水準であることに照らして、独立性を十分に有していることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。</p>

2. コーポレート・ガバナンスに関する報告書

(1) 過年度分

ア 2015年11月26日提出分

【訂正前】

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 (※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎清隆	弁護士								-			

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎清隆	○	<u>弁護士法人御堂筋法律事務所社員</u>	川崎清隆氏は、弁護士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 なお、当社と川崎清隆氏の現所属団体とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。

【訂正後】

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 (※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎清隆	弁護士								○			

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎清隆	○	・川崎清隆氏は、 <u>弁護士法人御堂筋法律事務所社員を務めております。</u> ・当社は、2014年4月1日以前から、 <u>同事務所との間で法律顧問契約を締結し、法律相談等を委託しておりましたが、直前事業年度における報酬総額は5百万円程度です。なお、</u>	川崎清隆氏は、弁護士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 なお、当社と川崎清隆氏の現所属団体との間には左記の取引関係が存在しますが、当該取引関

	<p>同氏が当社の取締役役に就任する前の同年9月30日をもって当該法律顧問契約を終了しております。</p> <p>・また、当社は、同事務所より、倉庫取引に係る業務を受託しておりますが、直前事業年度における委託料総額は0.3百万円未満です。</p>	<p>係は、その内容及び取引金額がいずれも僅少かつ一般的な水準であることに照らして、意思決定に対して影響を与えるものではないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
--	---	---

イ 2016年6月23日及び2017年2月13日提出分

【訂正前】

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 (※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
川崎清隆	弁護士									-			

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎清隆	○	弁護士法人御堂筋法律事務所社員	<p>川崎清隆氏は、弁護士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。</p> <p>なお、当社と川崎清隆氏の現所属団体とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。</p>

【訂正後】

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 (※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
川崎清隆	弁護士									○			

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

川崎清隆	○	<p>・川崎清隆氏は、<u>弁護士法人御堂筋法律事務所社員を務めております。</u></p> <p>・当社は、<u>同事務所との間で法律顧問契約を締結していたことがあります</u>が、<u>同氏が当社の取締役に就任する前の2014年9月30日をもって当該法律顧問契約を終了しております。</u></p> <p>・当社は、<u>同事務所に対し、社内講演、社内調査及び内部通報窓口業務を委託しております</u>が、<u>直前事業年度における報酬総額は1百万円未満です。</u>なお、<u>いずれの業務も、同事務所の川崎清隆氏以外の弁護士が担当しております。</u></p> <p>・また、<u>当社は、同事務所より、倉庫取引に係る業務を受託しております</u>が、<u>直前事業年度における委託料総額は0.4百万円未満です。</u></p>	<p>川崎清隆氏は、<u>弁護士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断</u>しています。</p> <p>なお、<u>当社と川崎清隆氏の現所属団体との間には左記の取引関係が存在しますが、当該取引関係は、その内容及び取引金額がいずれも僅少かつ一般的な水準であることに照らして、意思決定に対して影響を与えるものではないと判断</u>し、<u>独立役員に指定しております。</u></p>
------	---	--	--

ウ 2017年6月26日提出分

【訂正前】

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 (※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
川崎清隆	弁護士									-			

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎清隆	○	<u>弁護士法人御堂筋法律事務所社員</u>	川崎清隆氏は、 <u>弁護士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断</u> しています。 <p>なお、<u>当社と川崎清隆氏の現所属団体とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断</u>し、<u>独立役員に指定しております。</u></p>

【訂正後】

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 (※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎清隆	弁護士								○			

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎清隆	○	<p>・川崎清隆氏は、<u>弁護士法人御堂筋法律事務所社員を務めております。</u></p> <p>・当社は、<u>同事務所との間で法律顧問契約を締結していたことがあります</u>が、<u>同氏が当社の取締役に就任する前の2014年9月30日をもって当該法律顧問契約を終了しております。</u></p> <p>・当社は、<u>同事務所に対し、内部通報窓口業務を委託しております</u>が、<u>直前事業年度における報酬総額は1百万円未満です。</u>なお、<u>当該内部通報窓口業務は、同事務所の川崎清隆氏以外の弁護士が担当しております。</u></p> <p>・また、<u>当社は、同事務所より、倉庫取引に係る業務を受託しております</u>が、<u>直前事業年度における委託料総額は0.4百万円未満です。</u></p>	<p>川崎清隆氏は、<u>弁護士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。</u></p> <p>なお、<u>当社と川崎清隆氏の現所属団体との間には左記の取引関係が存在しますが、当該取引関係は、その内容及び取引金額がいずれも僅少かつ一般的な水準であることに照らして、意思決定に対して影響を与えるものではないと判断し、独立役員に指定しております。</u></p>

エ 2018年6月25日及び2018年12月27日提出分

【訂正前】

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 (※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎清隆	弁護士								-			

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎清隆	○	<u>弁護士法人御堂筋法律事務所社員</u>	川崎清隆氏は、 <u>弁護士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務</u>

			を適切に遂行していただけるものと判断しています。 なお、 <u>当社と川崎清隆氏の現所属団体とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。</u>
--	--	--	---

【訂正後】

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 (※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎清隆	弁護士								○			

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎清隆	○	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎清隆氏は、<u>弁護士法人御堂筋法律事務所社員を務めております。</u> ・<u>当社は、同事務所との間で法律顧問契約を締結していたことがありますが、同氏が当社の取締役に就任する前の2014年9月30日をもって当該法律顧問契約を終了しております。</u> ・<u>当社は、同事務所に対し、内部通報窓口業務を委託しておりますが、直前事業年度における報酬総額は1百万円未満です。なお、当該内部通報窓口業務は、同事務所の川崎清隆氏以外の弁護士が担当しております。</u> ・<u>また、当社は、同事務所より、倉庫取引に係る業務を受託しておりますが、直前事業年度における委託料総額は0.5百万円未満です。</u> 	<p>川崎清隆氏は、弁護士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。</p> <p>なお、<u>当社と川崎清隆氏の現所属団体との間には左記の取引関係が存在しますが、当該取引関係は、その内容及び取引金額がいずれも僅少かつ一般的な水準であることに照らして、意思決定に対して影響を与えるものではないと判断し、独立役員に指定しております。</u></p>

オ 2019年6月24日及び2020年2月14日提出分

【訂正前】

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 (※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎清隆	弁護士								-			

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎清隆	○	<u>弁護士法人御堂筋法律事務所社員</u>	川崎清隆氏は、弁護士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 なお、当社と川崎清隆氏の現所属団体とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。

【訂正後】

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 (※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎清隆	弁護士								○			

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎清隆	○	<p>・川崎清隆氏は、<u>弁護士法人御堂筋法律事務所社員を務めております。</u></p> <p>・<u>当社は、同事務所との間で法律顧問契約を締結していたことがありますが、同氏が当社の取締役に就任する前の2014年9月30日をもって当該法律顧問契約を終了しております。</u></p> <p>・<u>当社は、同事務所に対し、内部通報窓口業務を委託しておりますが、直前事業年度における報酬総額は1百万円未満です。なお、当該内部通報窓口業務は、同事務所の川崎清隆氏以外の弁護士が担当しております。</u></p> <p>・<u>また、当社は、同事務所より、倉庫取引に係る業務を受託しておりますが、直前事業年</u></p>	川崎清隆氏は、弁護士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 なお、当社と川崎清隆氏の現所属団体との間には左記の取引関係が存在しますが、当該取引関係は、その内容及び取引金額がいずれも僅少かつ一般的な水準であることに照らして、意思決定に対して影響を与えるものではないと判断し、独立役員に指定しております。

		度における委託料総額は 0.5 百万円未満で す。	
--	--	------------------------------	--

(2) 当年度分 (2020 年 7 月 2 日及び 2020 年 9 月 30 日提出分)

【訂正前】

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
苦瀬 博仁	○	<u>流通経済大学流通情報学部教授</u>	苦瀬氏は、日本物流学会会長を務めた経験を有する等、ロジスティクスシステムや都市計画に関する豊富な実績があり、また、物流・不動産といった当社事業活動について広範囲にわたる深い知見及び広い人脈を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 <u>なお</u> 、当社と苦瀬氏の現所属団体との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。
川崎 清隆	○	<u>弁護士法人御堂筋法律事務所社員</u>	川崎氏は、弁護士として会社法、国際取引をはじめとした専門的な知識・経験を当社の経営に活かし、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 <u>なお</u> 、当社と川崎氏の現所属団体との間に人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。
神林 伸光	○	<u>一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長</u>	神林氏は、造船企業において長年経営者として

		<u>東海カーボン株式会社社外取締役</u>	<p>リーダーシップを発揮してきた実績に加え、他社の社外取締役としての経験もあり、広い人脈及び企業経営に関する豊富な経験を有しております。それらの知見を当社経営に反映し、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>なお、当社と神林氏の現所属団体との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
--	--	------------------------	--

【監査役関係】

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 正人	○	<u>株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事</u>	<p>田中正人氏は、野村證券株式会社、株式会社エグゼクティブ・パートナーズ等において企業経営につき豊富な経験と知識を有し、社外監査役として経営の監視や適切な助言を行なうことにより当社の監査体制を強化できるものと判断し、適任と考えております。</p> <p>なお、当社と田中正人氏の現所属会社とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
山田 治彦	○	<u>山田治彦公認会計士事務所所長</u>	<p>山田治彦氏は、公認会計士としての専門的な見識を当社の経営に活かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。</p> <p>なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>

【訂正後】

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
苦瀬 博仁	○	<u>苦瀬博仁氏は、流通経済大学流通情報学部教</u>	苦瀬博仁氏は、日本物流学会会長を務めた経験

		<p><u>授を務めておりますが、当社と同大学の間に取引関係はございません。</u></p>	<p>を有する等、ロジスティクスシステムや都市計画に関する豊富な実績があり、また、物流・不動産といった当社事業活動について広範囲にわたる深い知見及び広い人脈を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。<u>同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社と苦瀬氏の現所属団体との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。</u></p>
川崎 清隆	○	<p>・<u>川崎清隆氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所社員を務めております。</u></p> <p>・<u>当社は、同事務所との間で法律顧問契約を締結していたことがありますが、同氏が当社の取締役に就任する前の2014年9月30日をもって当該法律顧問契約を終了しております。</u></p> <p>・<u>当社は、同事務所に対し、法律相談及び内部通報窓口業務を委託しておりますが、直前事業年度における報酬総額は1百万円未満です。なお、いずれの業務も、同事務所の川崎清隆氏以外の弁護士が担当しております。</u></p> <p>・<u>また、当社は、同事務所より、倉庫取引に係る業務を受託しておりますが、直前事業年度における委託料総額は0.5百万円未満です。</u></p>	<p>川崎清隆氏は、弁護士として会社法、国際取引をはじめとした専門的な知識・経験を当社の経営に活かし、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。<u>同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社と川崎氏の現所属団体との間には左記の取引関係が存在しますが、当該取引関係は、その内容及び取引金額がいずれも僅少かつ一般的な水準であることに照らして、意思決定に対して影響を与えるものではないと判断し、独立役員に指定しております。</u></p>
神林 伸光	○	<p><u>神林伸光氏は、一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長及び東海カーボン株式会社社外取締役を務めておりますが、当社とこれらの法人の間に取引関係はございません。</u></p>	<p>神林伸光氏は、造船企業において長年経営者としてリーダーシップを発揮してきた実績に加え、他社の社外取締役としての経験もあり、広い人脈及び企業経営に関する豊富な経験を有しております。それらの知見を当社経営に反映し、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。<u>同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社と神林氏の現所属団体との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の</u></p>

			利害関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。
--	--	--	--

【監査役関係】

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 正人	○	<u>田中正人氏は、株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事を務めておりますが、当社と同社の間に取引関係はございません。</u>	田中正人氏は、野村證券株式会社、株式会社エグゼクティブ・パートナーズ等において企業経営につき豊富な経験と知識を有し、社外監査役として経営の監視や適切な助言を行なうことにより当社の監査体制を強化できるものと判断し、適任と考えております。 <u>同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社と田中正人氏の現所属会社とは取引関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。</u>
山田 治彦	○	<u>山田治彦氏は、山田治彦公認会計士事務所所長を務めておりますが、当社と同事務所の間に取引関係はございません。</u>	山田治彦氏は、公認会計士としての専門的な見識を当社の経営に活かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 <u>同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</u>

以上